

気候変動適応法施行後の動きについて

1 気候変動適応広域協議会の設立について

- 平成 31 年 1 月から 2 月にかけて、全国 7 地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州沖縄）で、法第 14 条に基づく気候変動適応広域協議会が立ち上がり、地域における気候変動適応に関する情報交換等の協議ができる体制が整った。

2 国立環境研究所の取組状況について

- 気候変動適応法に基づく新たな業務を実施するために、平成 30 年 12 月 1 日に「気候変動適応センター」を設立した。
- 関係する国の機関や独立行政法人との連携協力についても調整を進めている。
- 国立環境研究所が運営する情報基盤「気候変動適応情報プラットフォーム」において、関係府省庁の協力の下、適応に関する様々な情報を発信している。
⇒ 関係府省庁における取組の情報提供等、引き続きご協力をお願いしたい。

3 都道府県・市町村の取組状況について

- 法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を作成している都道府県・市町村は、6 府県 3 政令指定都市となっている。（平成 31 年 3 月中旬現在）また、法に基づかないものの、40 都道府県、15 政令指定都市で適応に関する計画を作成している。
- 法第 13 条に基づく「地域気候変動適応センター」を確保している都道府県・市町村は、4 県となっている。（平成 31 年 3 月中旬現在）

4 民間事業者向けの取組状況について

- 平成 31 年 3 月下旬に、気候変動と事業活動との関わりについての理解を深め、主体的な取組を促進することを目的とした「気候変動への適応を進めていくために一民間企業の気候変動適応ガイド」を作成・公表した。
⇒ 各府省庁の関係する事業者等にも周知いただき、ご活用いただきたい。

5 気候変動の影響観測・監視及び予測・影響評価に関する検討チームの取組状況について

- 平成 31 年 1 月末に、今後の気候変動の影響観測・監視の在り方について、「戦略的な観測・監視の取組のための考え方」として取りまとめた。
- また、同時期に、気候モデルの選択やシナリオの整備等に関して、「気候変動予測及び影響評価の連携に係る課題及び今後の取組み方」として取りまとめた。
- これらの取りまとめ結果は、平成 31 年 3 月末に開催予定の中央環境審議会気候変動等小委員会に報告する予定。